

# 令和2年度 市民税・県民税 申告の手引き・日程表

(国民健康保険税)

盛岡市

市民税・県民税申告相談会場と日程

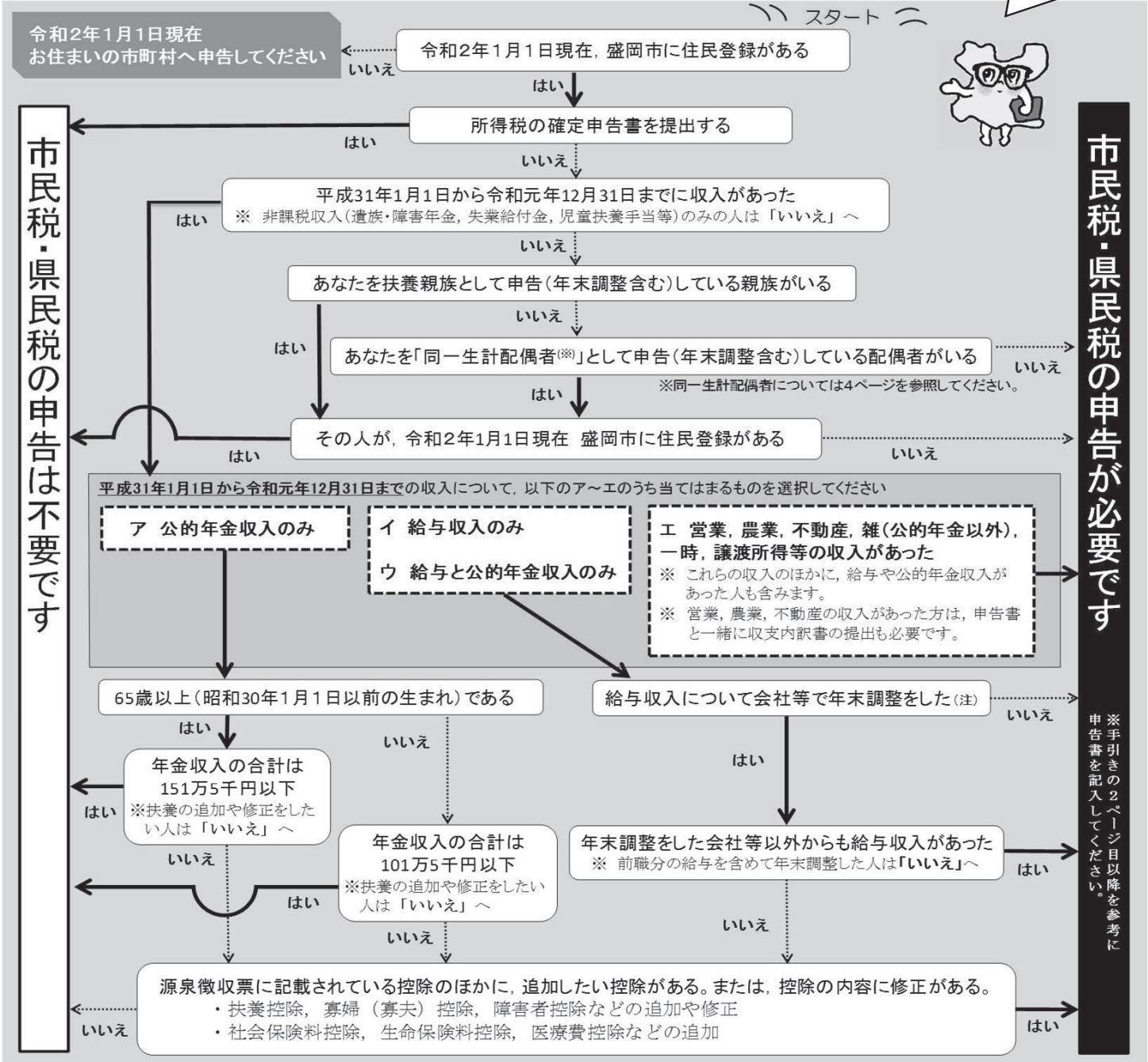
申告期限は3月16日(月)です

各申告相談会場の日程は11ページと12ページを参照してください。  
 ~申告書を郵送する方へ~  
 申告書の同封資料は、10ページを確認してください。申告期限(3月16日)までに必ず到着するように、お早めの送付に御協力をお願いします。

▼所得税の確定申告をする人は、アイーナ会場を利用してください。  
**所得税の確定申告会場: アイーナ(盛岡駅西口) 2月17日(月)から3月16日(月)まで**

市民税・県民税の申告が必要かどうか確認しましょう  
 (このフローチャートは目安です)

待ち時間のかからない郵送による申告を推進しています。



(注)会社等で年末調整をしていても、会社等から盛岡市に給与支払報告書が提出されていない場合、市民税・県民税の申告が必要になることがあります。

記載例  
 2~3ページ  
 申告書の書き方  
 4~8ページ  
 税制改正のお知らせ  
 9ページ  
 申告に必要なもの  
 10ページ  
 会場と日程  
 11~12ページ

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入や所得控除について記入してください。

◎ 収入がなかった人

「F 所得金額」の「⑨合計(①~⑧)」に「0」を記入し、裏面「2」収入がなかった人等の記入欄を記入してください。 ※収入がなくても扶養親族等がいた場合には、「C 所得控除の内訳(人的控除)」D 16歳未満の扶養親族「G 所得控除額」の該当する箇所を記入してください。

◎ 収入があった人

該当する欄を記入してください。

◎ 申告者本人、扶養親族、事業専従者等のマイナンバー(個人番号)を必ず記入してください。

〈記入例〉

記名・押印し、電話連絡先等を記入します。

※電話番号は日中つながる番号を記入してください。

マイナンバー(個人番号)を忘れずに!

営業等・農業・不動産収入があった人は収支内訳書を作成し記入します。

※A~ウ欄に「\*」が印字されている人は必ず記入してください。ただし、廃業した場合は「廃業確認欄」を記入してください。

収入の種類ごとの合計金額を記入します。

※配当所得・公的年金等以外の雑所得・総合譲渡・一時所得に関する欄は裏面にもあります。 ⇒ 4~5 ページ参照

収入の種類ごとに所得を算出し記入します。

⇒ 4~5 ページ参照

所得控除の種類ごとに控除額を算出し記入します。

⇒ 7~8 ページ参照

セルフメディケーション税制の適用を選択する場合、「区分」に「1」と記入します。

※セルフメディケーション税制を選択しない場合、区分への記入は不要です。

所得控除の種類ごとに控除額を算出し記入します。

⇒ 5~6 ページ参照

市民税県民税の場合、基礎控除額(全ての人に適用される控除)は33万円です。 ※所得税の場合の控除額(38万円)と異なります。

扶養控除額の適用はありませんが、16歳未満の扶養親族がいる場合は必ず記入してください。

※記入漏れの場合は、寡婦・寡夫控除や障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定等に影響がありますので注意してください。

収入の種類や支払者ごとに内訳を記入します。

所得控除の該当する欄に内訳を記入します。

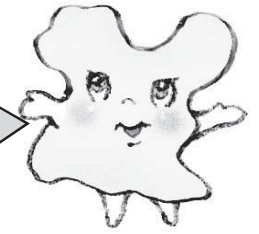
⇒ 5~8 ページ参照

障害者控除・扶養控除に該当する人、配偶者控除欄に該当する人のマイナンバーを記入してください。

合計所得金額1,000万円超で、同一生計配偶者を適用する場合はチェックを記入します。 ⇒ 4 ページ参照

令和2年度 市民税 県民税(国民健康保険税) 申告書		課税番号		収入 返	
盛岡市長様		フリガナ		Morioka Taro	
令和2年1月1日現在の住所 盛岡市 〇〇×丁目×番×号		氏名		盛岡 太郎	
令和 年 月 日提出		生年月日		明・大(昭・平) 31年〇月〇日	
電話番号(自宅・勤務先・携帯) 090-xxxxx-xxxxx		個人番号		1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,1,2	
収入がなかった場合は、裏面2を記入してください。(遺贈・贈与年金等の場合は裏面6) ※扶養している家族がいた場合は、裏面C・D・G欄も記入してください。		収入の種類		収入金額	
A 収入の内訳		給与		450,000	
		△△株式会社		780,000	
		公的年金		1,134,560	
		厚生労働省			
B 所得控除の内訳(社会保険料等支払額)		E 収入の種類ごとの合計金額		1,230,000	
医療費控除		給与		1,134,560	
支払った医療費等		公的年金等		876,000	
187,650		その他		400,000	
保険金などで補填される金額		一時所得		580,000	
20,100		雑所得		853,780	
C 所得控除の内訳(人的控除)		総合譲渡・一時所得		200,000	
社会保険料控除		合計(①~⑧)		1,633,780	
国民健康保険		G 所得控除額		39,000	
39,000		社会保険料控除		54,250	
国民年金		生命保険料控除		20,000	
39,000		地震保険料控除		0,000	
介護保険		寡婦(寡夫)控除		260,000	
56,000		勤労学生・障害者控除		330,000	
合計		配偶者控除		0,000	
35,000		配偶者特別控除		330,000	
D 16歳未満の扶養親族		基礎控除		330,000	
障害者控除		小計(⑩~⑳)		1,363,250	
1		雑損控除		85,861	
扶養親族		合計(㉑~㉓)		1,449,111	
1					

申告をしない場合、各種届出・申請に必要な証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定や医療・福祉・保育等の算定や判定が正確にできないことがあります。



申告書の書き方 : 裏面

収入がなかった人や市外に居住している親族に扶養されていた人は、該当する欄を記入します。

給与の源泉徴収票がなく、給与明細などから収入金額を算出する場合に記入します。

**1 給与と収入の内訳**  
(給与収入(パート・アルバイトを含む)のある人で、源泉徴収票がない人は記入してください。)

月	勤務先	収入
1		円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
賞与		円
合計		円

**2 収入がなかった人等の記入欄(表面より)**  
(平成31年1月1日から令和元年12月31日までに収入がなかった人や市外に居住している親族に扶養されていた人は記入してください。)

1 下記の人から扶養又は仕送りをされていた。 3 その他下記のような状況であった。

住所 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日

勤務先名 \_\_\_\_\_

2 学生であった。 \_\_\_\_\_

大学 卒業(見込み) \_\_\_\_\_

学校 \_\_\_\_\_ 年 月 \_\_\_\_\_

雇用保険(失業保険)、労災保険等の給付を受けていた。

遺族年金、障害年金等を受けていた。

生活保護法による生活扶助を受けていた。

病気療養中

預貯金で生活していた。

その他 \_\_\_\_\_

土地建物・株式以外の譲渡所得があった場合や一時所得があった場合に記入します。

**3 配当所得・雑所得(公的年金等以外)に関する事項**

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額(収入-必要経費)
雑	△△生命保険	876,000 円	456,780 円	419,220 円
合計		ケ+イ(コ+サ)×1/2		200,000

※⑤、⑧の控除を受ける場合は、領収書を必ず添付してください。

配当所得や公的年金等以外の雑所得があった場合に記入します。

寄附先の区分に応じて寄附した金額を記入します。⇒5ページ参照

**5 寄附金に関する事項**

都道府県, 市区町村分(特例控除対象)	金額
都道府県, 市区町村分	10,000 円
岩手県共同募金会, 日赤岩手県支部分・都道府県, 市区町村分(特例控除対象以外)	2,000 円
県	3,000 円
市	4,000 円

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

**6 事業専従者に関する事項**

カナ氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
明・大・昭・平				円
個人番号				円
個人番号				円
所得税における青色申告の承認の有無	承認あり・承認なし	配	他	円
専従者の数	専給額合計			円

事業専従者がいた場合に記入します。マイナンバーも記入します。

配当割額控除や株式等譲渡所得割額控除を適用する場合に記入します。

**7 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項**  
(特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。)

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
円	円

**8 雑損控除に関する事項(表面⑦より)**

損害の原因	損害金額
a	円
損害年月日	保険金などで補填される金額
年 月 日	b
損害を受けた資産の種類	差引損失額のうち、災害関連支出の金額
c	円

雑損控除を適用する場合に記入します。

上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する場合に記入します。⇒5ページ参照

**9 特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額の課税方式に関する事項**  
(所得税と異なる課税方式を選択する場合には、申告内容を全て記載したうえで、下の各欄をそれぞれ選択してください。)

配当等	
所得税	市・県民税
<input type="checkbox"/> 申告不要	<input type="checkbox"/> 申告不要
<input type="checkbox"/> 総合課税	<input type="checkbox"/> 総合課税
<input type="checkbox"/> 分離課税	<input type="checkbox"/> 分離課税

株式等譲渡	
所得税	市・県民税
<input type="checkbox"/> 申告不要	<input type="checkbox"/> 申告不要
<input type="checkbox"/> 分離課税	<input type="checkbox"/> 分離課税

**10 別居の扶養親族等に関する事項(表面⑩～⑫・D・裏面⑥より)**  
別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者について記入してください。

フリガナ	モリオカ イチロウ
氏名	盛岡 一郎
個人番号	1   2   3   4   5   6   7   8   9   0   2   1   3
住所	〇〇県〇〇市一丁目2-3
フリガナ	
氏名	
個人番号	
住所	

**11 事業税に関する事項**  
この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
H31.1.1からR1.12.31までの開(廃)業	開始	月 日
	廃止	
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

表面の⑩～⑫やD欄に記載した扶養親族で別居している人の氏名と住所、マイナンバーを記入します。

## 収入金額・所得金額の記入の仕方

収入の種類ごとに収入金額を申告書のア～サ欄に記入し、算出した所得金額を申告書の①～⑧欄に記入します。

土地・建物・株式の譲渡等の分離課税に係る所得がある人は、別途「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」の提出が必要です。該当する人は、申告書を盛岡市公式ホームページからダウンロードするか市民税課に連絡してください。

収入	収入の種類		所得の算出方法	所得
ア	営業等	販売・飲食・製造・建設・サービス業・外交員・大工・内職などによる収入	所得金額＝収入金額－必要経費	①
イ	農業	農産物の生産・果樹の栽培・家畜の飼育などによる収入	※ 収支内訳書を作成して所得金額を算出します。	②
ウ	不動産	アパート・貸家・貸間・貸地・駐車場などによる収入	※ 必要経費には、収入を得るために支出した費用や専従者控除などがあります。	③
事業専従者がいる場合は、裏面「[6]事業専従者に関する事項」を記入します。				
エ	利子	源泉分離課税の対象とならない債権及び預貯金の利子などの収入（国外の銀行等の預金利子など） <b>国内の銀行等に預けた預貯金の利子は申告不要。</b>	所得金額＝収入金額	④
オ	配当	株式の配当・剰余金の分配金などによる収入 <b>道府県民税5%が特別徴収された上場株式等に係る配当所得等は、原則申告不要です。申告することを選択した配当所得等は、合計所得金額に含まれ、扶養判定や国民健康保険税の算定に影響します。</b>	所得金額＝収入金額－ （株式などの元本の取得に要した負債の利子）	⑤
裏面の「[3]配当所得・雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入します。				
カ	給与	給料（アルバイト代、パート代含む）・賞与・事業専従者給与などの収入	給与所得は、5ページ「表1」を用いて算出します。	⑥
源泉徴収票がない場合は、裏面「[1]給与収入の内訳」を記入し収入額を算出します。				
キ	雑	公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・恩給及び企業年金などの年金収入 <b>遺族年金、障害年金は記入しないでください。</b>	⑦
ク		その他	原稿料・生命保険契約等に基づく個人年金・互助年金など他の所得にあてはまらない収入	
裏面の「[3]配当所得・雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記入します。				
<b>雑所得が複数ある場合はそれぞれの所得を算出し、その合計額を⑦に記入します。</b>				
ケ	総合譲渡短期	土地・建物以外の資産（車輛・機械機器・特許権など）の譲渡による収入 *短期… 譲渡資産の保有期間が、取得日以後譲渡の日まで5年以下であった場合	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除 ※ 特別控除は、短期・長期合わせて50万円です。ただし、差引金額が50万円より少ない場合は、差引金額に相当する額になります。	⑧
コ	総合譲渡長期	*長期… 譲渡資産の保有期間が、取得日以後譲渡の日まで5年を超える場合		
サ	一時	生命保険等の満期受取金や損害保険等の満期返戻金などの収入	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除 ※ 特別控除は、50万円です。ただし、差引金額が50万円より少ない場合は、差引金額に相当する額になります。	
裏面の「[4]総合譲渡・一時所得に関する事項」を記入し、「ケ＋{(コ＋サ)×1/2}」の金額を⑧に記入します。				

## この手引き内の用語について

<b>「あなた」とは</b>	… この申告の手引きにおいて、申告者本人（納税義務者）をいいます。
<b>合計所得金額とは</b>	… 損失の繰越控除前の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得（特別控除前）及び繰越控除前の一般株式等に係る譲渡所得等・申告分離課税の適用を受ける上場株式等の配当所得等・先物取引に係る雑所得等並びに山林所得、退職所得の合計額をいいます。
<b>総所得金額等とは</b>	… 合計所得金額に損失の繰越控除額を適用した金額をいいます。
<b>扶養親族とは</b>	… あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人で合計所得金額が38万円以下であり、かつ、事業専従者ではない人をいいます。
<b>同一生計配偶者とは</b>	… あなたと生計を一にする配偶者のうち合計所得金額が38万円以下であり、かつ、事業専従者ではない人をいいます。
<b>控除対象配偶者とは</b>	… 同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の人をいいます。

表1

給与収入があった人は、この表により給与所得を算出します。

給与所得の計算	
カ 給与の収入金額	円
カ の金額	給与所得金額
～650,999円	0円
651,000円	カ-650,000円
～1,618,999円	円
1,619,000円	969,000円
～1,619,999円	円
1,620,000円	970,000円
～1,621,999円	円
1,622,000円	972,000円
～1,623,999円	円
1,624,000円	974,000円
～1,627,999円	円
1,628,000円	カ÷4=A (千円未満の端数切捨て)
～1,799,999円	A×2.4 円
1,800,000円	A×2.8-180,000円
～3,599,999円	A 円
3,600,000円	A×3.2-540,000円
～6,599,999円	円
6,600,000円	カ×0.9-1,200,000円
～9,999,999円	円
10,000,000円～	カ-2,200,000円
	円

表2

公的年金等の収入があった人は、この表により公的年金等の雑所得を算出します。

公的年金等(雑所得)の計算		
キ 公的年金等の収入金額	円	
生年月日により所得の計算式が異なります		
区分	キの金額	公的年金等の雑所得金額
以昭 降和 に30 生年 ま1 れ月 た2 人日	～700,000円	0円
	700,001円	キ-700,000円
	～1,299,999円	円
	1,300,000円	キ×0.75-375,000円
	～4,099,999円	円
	4,100,000円	キ×0.85-785,000円
	～7,699,999円	円
	7,700,000円～	キ×0.95-1,555,000円
		円
区分	キの金額	公的年金等の雑所得金額
以昭 前和 に30 生年 ま1 れ月 た1 人日	～1,200,000円	0円
	1,200,001円	キ-1,200,000円
	～3,299,999円	円
	3,300,000円	キ×0.75-375,000円
	～4,099,999円	円
	4,100,000円	キ×0.85-785,000円
	～7,699,999円	円
	7,700,000円～	キ×0.95-1,555,000円
		円

## 所得税と異なる課税方式を選択する

## 特定配当等の記入の仕方(申告書裏面)

特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額については、確定申告とは別に市・県民税の申告をすることで、口座ごとに所得税と異なる課税方式を選択することができます。

## 【記入の仕方】

申告書裏面⑨に、所得税と市・県民税での申告方式を、所得ごとにチェックを付けます。

(注) 記入方法について不明な点はお問い合わせください。

(例) 所得税は総合課税を選択。市・県民税は、すべての特定配当等について申告不要(申告しない)を選択する場合。

所得税	市・県民税
<input type="checkbox"/> 申告不要	<input checked="" type="checkbox"/> 申告不要
<input checked="" type="checkbox"/> 総合課税	<input type="checkbox"/> 総合課税
<input type="checkbox"/> 分離課税	<input type="checkbox"/> 分離課税

## 寄附金税額控除の記入の仕方(申告書裏面)

令和元年(平成31年)中に各区分に該当する団体に寄附した場合に一定の計算方法により算出された額を市県民税の所得割額から控除します。

## 【対象となる寄附先】

都道府県、市町村又は特別区

(特例控除対象の指定に関しては総務省のホームページを参照してください。)

岩手県共同募金会、日本赤十字社岩手県支部、岩手県が条例により指定した団体、盛岡市が条例により指定した団体

(注) 寄附金について不明な点はお問い合わせください。

## 【記入の仕方】

申告書裏面⑤に各区分ごとの寄附金額を記入します。

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	特例控除対象の地方自治体への寄附、一部の義援金	
県共同募金会、日赤県支部、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	当該団体への寄附のうち一部の義援金以外、特例控除対象以外の地方自治体への寄附	
条例指定分	県	岩手県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金等※日本ユニセフ協会への寄附は対象外
	市	盛岡市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金等※日本ユニセフ協会への寄附は対象

## 所得控除(B・G欄)の記入の仕方

所得控除の種類ごとに控除額を算出し、申告書の該当する欄に記入します。また、説明文中に出てくる用語は4ページを参照してください。

## ⑫雑損控除

あなたや生計を一にする親族(総所得金額等が38万円以下)が災害、盗難、横領によって住宅や家財など生活用資産に損害を受けた場合に控除されます。

\* 損害金額は、損失が生じた時の直前の時価により評価します。

\* 災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などをするための支出です。

## 【記入の仕方】

右表で計算した控除額を「G所得控除額」の⑫に記入します。また、申告書裏面⑧も記入します。

a	損害金額	申告書裏面⑧ aへ	円
b	保険金などで補填される金額	申告書裏面⑧ bへ	円
c	a - b	赤字のときは0	円
d	申告書⑨(所得金額の合計)の金額		円
e	d × 0.1	(少数点以下切捨て)	円
f	c - e		円
g	cのうち災害関連支出の金額	申告書裏面⑧ cへ	円
h	g - 50,000円		円
	fとhのいずれか多い方の金額	申告書⑫へ	円

## ㉓医療費控除

医療費控除を申告する場合は、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択します。

### ◎従来の医療費控除

あなたや生計を一にする親族のために1月1日から12月31日までに支払った医療費等が、一定の金額以上ある場合に控除されます。  
**(注) セルフメディケーション税制と併せて控除を受けることはできません。**

対象になるもの(例示)	対象にならないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、歯科医師に支払った診療費や治療費</li> <li>・治療、療養のために必要な医薬品の購入費</li> <li>・病院、介護老人保健施設等に支払った入院費や入所費等</li> <li>(介護保険を利用した場合は、領収書に記載されている「医療費控除の対象額」が対象です)</li> <li>・治療のためにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費</li> <li>・診療や治療等を受けるために必要な通院費(バス代等)</li> <li>・6か月以上寝たきりの人のおむつ代(ただし、おむつ使用証明書があるもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種代やサプリメントの購入費用</li> <li>・健康診断の費用</li> <li>・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金</li> <li>・文書料や病衣代</li> <li>・美容目的の施術代</li> </ul>

### ◎従来の医療費控除の控除額の算出

a	支払った医療費等の金額 円	−	b	保険金等で補填される金額 円	−	e	dと10万円の低い方の金額 円	=	f	従来の医療費控除額 (限度額200万円) 円
c	申告書⑨(合計所得)の金額 円	×	0.05	=	d	合計所得の5%の金額 (小数点以下切捨て) 円	↑			(d)と10万円のいずれか低い方の金額を(e)に記載

#### 【医療費控除の明細書について】

医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書(任意様式で結構です)」を提出することにより、「医療費の領収書」の提出又は提示は不要となっています。明細書に記載する事項については、別添「市民税県民税(国民健康保険税)申告書添付台紙」をご覧ください。様式は国税庁のホームページでもダウンロードできます。「医療費控除の明細書」を提出する場合「医療費の領収書」は自宅で5年間保存してください。

令和2年度までの申告では、明細書の代わりに、従前どおり領収書の添付又は提示でも代用できます。

### ◎セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている人で、あなたや生計を一にする親族のために1月1日から12月31日までに支払ったスイッチO T C医薬品の購入費が12,000円を超えた場合に所得控除を受けることができる医療費控除の特例です。この制度は、平成30年度から令和4年度までの申告で適用できます。

**(注) 従来の医療費控除と併せて控除を受けることはできません。**

#### 【一定の取組と添付又は提示すべき書類について】

一定の取組	添付又は提示すべき書類
予防接種(定期接種、インフルエンザワクチン等)	領収書等
市町村実施のがん検診(乳がん・子宮がん検診等)	領収書又は結果通知表
勤務先で実施の定期健康診断	「定期健康診断」又は「勤務先名称」の記載がある結果通知表
特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導等	「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がある領収書、結果通知表
健康保険組合等保険者実施の健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)	「勤務先名称」又は「保険者名」の記載がある結果通知書

**(注) 一定の取組に要した費用は、セルフメディケーション税制の対象にはなりません。**

### ◎セルフメディケーション税制の控除額の算出

g	購入した対象医薬品の金額 円	−	h	保険金等で補填される金額 円	−	12,000円	=	i	セルフメディケーション税制の控除額 (限度額88,000円) 円
---	-------------------	---	---	-------------------	---	---------	---	---	--

#### 【対象となる医薬品】

セルフメディケーション税制の対象とされる具体的なスイッチO T C医薬品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の「セルフメディケーション税制対象品目一覧」を参照してください。

購入した際の領収書等には、当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨の情報が記載されます。

#### 【セルフメディケーション税制の明細書について】

セルフメディケーション税制を適用する場合、「セルフメディケーション税制の明細書(任意様式で結構です)」の添付が必要になります。明細書に記載する事項については、別添「市民税県民税(国民健康保険税)申告書添付台紙」をご覧ください。様式は国税庁のホームページでもダウンロードできます。「セルフメディケーション税制の明細書」を提出する場合「スイッチO T C医薬品購入費の領収書」は自宅で5年間保存してください。保存期間中は、領収書の提示又は提出を求めることがあります。求められた場合は、提示又は提出をしなければなりません。

令和2年度までの申告では、明細書の代わりに、領収書の添付又は提示でも代用できます。

### ◎医療費控除額の算出

fとiのいずれか多い方の金額	申告書⑨へ 円
----------------	------------

※従来の医療費控除かセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択します。

#### 【記入の仕方】

「B所得控除の内訳(社会保険料等支払額)」の㉓に**支払額等**を記入し、左表の**控除額**を「G所得控除額」の㉓に記入します。セルフメディケーション税制の適用を選択した場合は、「区分」に「1」と記入します。

### ⑩社会保険料控除

あなたや生計を一にする親族の健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、国民年金基金の掛金などで、あなたが支払った保険料又は掛金がある場合に控除されます。

(注) 生計を一にする親族の公的年金等から直接差し引かれている社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

#### 【記入の仕方】

「B所得控除の内訳(社会保険料等支払額)」の⑩を記入し、支払った保険料などの合計額を「G所得控除額」の⑩に記入します。

### ⑪生命保険料控除

あなたが一定の要件を満たす生命保険契約等、個人年金保険契約等および介護医療保険契約等の保険料又は掛金を支払った場合に控除されます。

\*控除証明書に記載されている保険料の「契約区分(新・旧)」及び「種類(一般・個人年金・介護医療)」ごとに控除額を算出します。

(注) 割戻金や配当金がある場合は、その分を差し引いた証明額(申告額)を支払額としてください。

#### ◎新契約(平成24年1月1日以降に締結したもの)に基づく控除額

新生命保険料(一般)・新個人年金保険料・介護医療保険料に係る控除額を種類ごとに次の表により算出します。

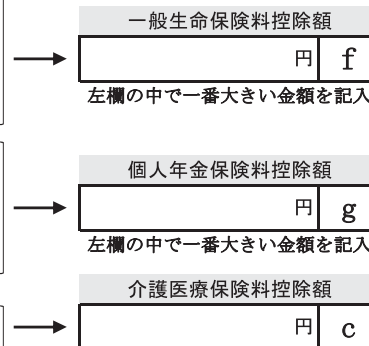
新契約区分	新契約の保険料支払額(合計)	控除額 (小数点以下切上げ)
	~12,000円	保険料支払額と同額
12,001円~32,000円	保険料支払額×0.5+6,000円	円
32,001円~56,000円	保険料支払額×0.25+14,000円	円
56,001円~		28,000円

新生命保険料(一般)の控除額	円	a
新個人年金保険料の控除額	円	b
介護医療保険料の控除額	円	c

◎上の表で計算した種類ごとの控除額(a~eの金額)を下の表に転記して、一番有利な控除額を算出します。

(注) 限度額を超えた場合は、限度額を記載してください。

	控除額	
新生命保険料(一般)	(限度額28,000円)	円 a
旧生命保険料(一般)	(限度額35,000円)	円 d
両方ある場合	(限度額28,000円)	円 a+d
新個人年金保険料	(限度額28,000円)	円 b
旧個人年金保険料	(限度額35,000円)	円 e
両方ある場合	(限度額28,000円)	円 b+e
介護医療保険料	(限度額28,000円)	円 c



#### 【記入の仕方】

「B所得控除の内訳(社会保険料等支払額)」の⑪に該当する保険料の支払額を記入し、上記の生命保険料控除額を「G所得控除額」の⑪に記入します。

### ⑫小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済掛金を除く)、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に控除されます。

#### 【記入の仕方】

支払った掛金の合計額を「G所得控除額」の⑫に記入します。



#### ◎旧契約(平成23年12月31日以前に締結したもの)に基づく控除額

旧生命保険料(一般)・旧個人年金保険料に係る控除額を種類ごとに次の表により算出します。

旧契約区分	旧契約の保険料支払額(合計)	控除額 (小数点以下切上げ)
	~15,000円	保険料支払額と同額
15,001円~40,000円	保険料支払額×0.5+7,500円	円
40,001円~70,000円	保険料支払額×0.25+17,500円	円
70,001円~		35,000円

旧生命保険料(一般)の控除額	円	d
旧個人年金保険料の控除額	円	e

### ⑬地震保険料控除

あなたが損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合に控除されます。

\*控除証明書に記載されている保険料の「区分(地震保険料・旧長期損害保険料)」ごとに控除額を算出します。

\*旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等のうち、保険期間や共済期間が10年以上かつ満期返戻金があるもので平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものです。

#### ◎地震保険料の控除額

a	保険料支払額(合計)	控除額 (小数点以下切上げ)
	~50,000円	保険料支払額×0.5
50,001円~		25,000円

#### ◎旧長期損害保険料の控除額

b	保険料支払額(合計)	控除額 (小数点以下切上げ)
	~5,000円	保険料支払額
5,001円~15,000円	保険料支払額×0.5+2,500円	円
15,001円~		10,000円

#### ◎控除額合計

a+bの金額(限度額25,000円)	申告書⑬へ	円
--------------------	-------	---

(注)一つの損害保険契約等がaとbの両方に該当する場合は、いずれか一方の控除を選択してください。

#### 【記入の仕方】

「B所得控除の内訳(社会保険料等支払額)」の⑬に該当する保険料の支払額を記入し、上記の控除額合計を「G所得控除額」の⑬に記入します。

## 所得控除（C・G欄）の記入の仕方

所得控除の種類ごとに規定の控除額を選択し、申告書の該当する欄に記入します。また、説明文中に出てくる用語は4ページを参照してください。

### ⑭寡婦・寡夫控除

令和元年12月31日現在において、あなたが右表のいずれかにあてはまる場合に所定の金額が控除されます。

(注) 生計を一にする子のうち、他の人が扶養親族等としている人は対象になりません。

#### 【記入の仕方】

「C所得控除の内訳（人的控除）」の⑭を記入し、控除額を「G所得控除額」の⑭に記入します。

### ⑮勤労学生控除

令和元年12月31日現在において、あなたが学生であり、合計所得金額が65万円以下（不動産・利子・配当など勤労によらない所得が10万円以下）である場合に26万円が控除されます。

#### 【記入の仕方】

「C所得控除の内訳（人的控除）」の⑮を記入し、控除額を「G所得控除額」の⑮に記入します。

### ⑯障害者控除

令和元年12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡日）現在において、あなた又はあなたの同一生計配偶者や扶養親族が右表のいずれかにあてはまる場合に所定の金額が控除されます。

#### 【記入の仕方】

「C所得控除の内訳（人的控除）」の⑯を記入し、控除額を「G所得控除額」の⑯に記入します。

### ⑰配偶者控除

令和元年12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡日）現在において、あなたに控除対象配偶者がいる場合にあなたの合計所得金額に応じて右表の金額が控除されます。

※同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）は、配偶者控除の適用はありませんが、障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定等に影響があるため、申告書に必ず記入してください。

(注) 他の人が扶養親族や事業専従者としている人は対象になりません。

#### 【記入の仕方】

「C所得控除の内訳（人的控除）」の⑰を記入し、控除額を「G所得控除額」の⑰に記入します。別居の場合は、申告書裏面⑩も記入してください。

### ⑱配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和元年12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡日）現在において、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の場合にあなたと配偶者の合計所得金額に応じて右表の金額が控除されます。

(注) 配偶者控除や事業専従者控除と重複して受けることはできません。また、あなたの配偶者が配偶者特別控除を受ける場合は、あなたはこの控除を受けることができません。

#### 【記入の仕方】

「C所得控除の内訳（人的控除）」の⑱を記入し、控除額を「G所得控除額」の⑱に記入します。

### ⑲扶養控除（16歳以上の扶養親族）

令和元年12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡日）現在において、あなたに扶養親族がいる場合に右上表の金額が控除されます。

(注) 他の人が控除対象配偶者、扶養親族又は事業専従者としている人は対象になりません。

#### 【記入の仕方】

「C所得控除の内訳（人的控除）」の⑲を記入し、控除額を「G所得控除額」の⑲に記入します。別居の場合は、申告書裏面⑩も記入してください。

所得控除（人的控除）		控除額			
⑭寡婦・寡夫控除	寡婦	a 合計所得金額が500万円以下の人で、夫と死別後に婚姻していない場合や夫が生死不明の場合 b 夫と死別又は離婚後に婚姻していない人や夫が生死不明の人で、扶養親族や生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下）がいる場合	26万円		
	特別寡婦	bのうち合計所得金額が500万円以下の人で、扶養親族である子がいる場合	30万円		
	寡夫	合計所得金額が500万円以下の人で、妻と死別又は離婚後に婚姻していない人や妻が生死不明の人で、生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下）がいる場合	26万円		
⑮勤労学生控除		26万円			
⑯障害者控除	普通障害者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ・介護保険の要介護認定を受け、かつ障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	26万円		
	特別障害者	上記障害者のうち、 ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合 ・特別障害者として障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	30万円		
	同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている場合	53万円		
⑰配偶者控除	あなたの合計所得金額				
	～900万円		～950万円	～1,000万円	
	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	
⑱配偶者特別控除	あなたの合計所得金額				
	～900万円		～950万円	～1,000万円	
	配偶者の合計所得金額	380,001円～900,000円	33万円	22万円	11万円
		900,001円～950,000円	31万円	21万円	11万円
		950,001円～1,000,000円	26万円	18万円	9万円
		1,000,001円～1,050,000円	21万円	14万円	7万円
		1,050,001円～1,100,000円	16万円	11万円	6万円
		1,100,001円～1,150,000円	11万円	8万円	4万円
		1,150,001円～1,200,000円	6万円	4万円	2万円
		1,200,001円～1,230,000円	3万円	2万円	1万円
⑲扶養控除	一般の扶養親族 (昭和25年1月2日から平成9年1月1日までに生まれた人及び平成13年1月2日から平成16年1月1日までに生まれた人)		33万円		
	特定扶養親族 (平成9年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた人)		45万円		
	老人扶養親族 (昭和25年1月1日以前に生まれた人)	同居老親等 <sup>※</sup> 以外の人	38万円		
		同居老親等 <sup>※</sup>	45万円		
※同居老親等…老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属（父母・祖父母等）で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常としている人です。					

## 16歳未満の扶養親族（D欄）の記入の仕方

扶養親族のうち16歳未満の人（平成16年1月2日以降に生まれた人）は、扶養控除の適用はありませんが、寡婦・寡夫控除や障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定等に影響があるため、申告書に必ず記入してください。

(注) 他の人が扶養親族としている人は対象になりません。別居の場合は、申告書裏面⑩も記入してください。



## 1 住宅借入金等特別税額控除の改正

### ○ 住宅借入金等特別税額控除における控除適用期間の延長

特別特定取得（消費税率及び消費税率に換算した地方消費税の税率10%が適用される住宅の取得等）に該当する人のうち、居住開始年月日が令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間の人には、所得税の住宅借入金等特別控除の適用期間が3年間延長されました。

今回の措置により延長された適用期間においては、所得税額から控除しきれない額について、改正前の制度と同じ控除限度額の範囲で、市民税・県民税から控除されます。

区分	特定取得（従前の内容）	特別特定取得（今回の改正）
居住開始年月日	H26. 4. 1 ~ R3. 12. 31	R 1. 10. 1 ~ R2. 12. 31
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の額の7% (上限136,500円)	同左
控除適用期間	10年	13年

※ 特定取得に該当しないものは、上表では記載省略しています。

※ 居住開始年月日が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの人は、従前どおりです。

## 2 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税（個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分）の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定します。

指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります。（※）

寄附金税額控除の記入の仕方については5ページを参照してください。

※ 個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分の対象外とはなりますが、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除の対象にはなりません。

（特例控除対象の指定に関しては総務省のホームページを参照してください。）

### <控除額の計算イメージ>

（例）年収700万円の給与所得者（扶養家族なし、所得税の税率が20%）が、3万円のふるさと納税をした場合。

※計算の簡略化のため、復興特別所得税は省略しています。

#### ○ふるさと納税対象の地方団体へ寄附した場合



#### ○ふるさと納税対象外の地方団体へ寄附した場合



## 3 市民税・県民税申告書の様式変更

市民税・県民税申告書の表面「G 所得控除額」について、所得控除の順番が変更になり、年末調整の対象となる所得控除（「G 所得控除額」の⑩～⑳）の合計欄（「G 所得控除額」の㉑小計）が追加になりました。

申告に必要なもの（郵送するときと同封するもの）

◎申告書を提出する全ての人が必要なもの

		チェック欄
市民税・県民税申告書		<input type="checkbox"/>
印鑑（申告書を郵送する人は、申告書表面の氏名の横に押印してください。）		<input type="checkbox"/>
マイナンバーの確認と身元確認ができる書類 （詳しくはこの手引きの中ほどにある「本人確認書類（写）添付台紙」を参照してください。）		<input type="checkbox"/>

◎申告書を提出する人の収入や適用する控除ごとに必要なもの

（注）根拠が確認できない場合は、控除が認められないことがありますので注意してください。

項目等		添付又は提示すべき書類	チェック欄		
収入に関する資料  （平成31年1月1日から令和元年12月31日までに支払を受けたもの）	営業等	ア ①	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	農業	イ ②			
	不動産	ウ ③	<input type="checkbox"/>		
	配当	オ ⑤	配当にかかる支払通知書や特定口座年間取引報告書	<input type="checkbox"/>	
	給与	カ ⑥	源泉徴収票（ない場合は、給与明細などの収入金額が確認できるもの）	<input type="checkbox"/>	
	雑	公的年金等	キ ⑦	源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
		その他	ク	収入金額や経費が確認できる書類など（個人年金の支払証明書、原稿料等の支払調書、シルバー人材センターからの分配金支払証明書など）	<input type="checkbox"/>
	総合譲渡	ケ・コ ⑧	収入金額や経費が分かるもの	<input type="checkbox"/>	
一時	サ	収入金額や経費が分かるもの	<input type="checkbox"/>		
控除に関する資料  （平成31年1月1日から令和元年12月31日までに支払をしたもの）	社会保険料控除	⑩	支払った金額が分かる領収書、支払証明書など ※天引きになっている場合は、源泉徴収票に記載されています。	<input type="checkbox"/>	
	小規模企業共済等掛金控除	⑪	支払った掛金額の証明書	<input type="checkbox"/>	
	生命保険料控除	⑫	生命保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>	
	地震保険料控除	⑬	地震保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>	
	勤労学生控除	⑮	学生証又は在学証明書など	<input type="checkbox"/>	
	障害者控除	⑯	障害等級の分かる手帳又は障害者控除対象者認定書 ※盛岡市で要介護認定を受けている人は、介護保険課認定係（市役所別館5階）で交付しています。	<input type="checkbox"/>	
	各種扶養控除	⑰～⑲ D欄	被扶養者のマイナンバーが分かるもの ※郵送の場合は添付の必要はありません。	<input type="checkbox"/>	
	雑損控除	⑳	・災害等に関連して支出した金額についての領収書など ・補填金がある場合は、補填金額が分かるもの	<input type="checkbox"/>	
医療費控除（※1）	従来の医療費控除	㉓	・医療費控除明細書又は医療費通知（医療費の領収書でも可） ・補填金がある場合は、補填金額が分かるもの ・おむつ使用証明書（おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村等が交付する「主治医意見書内容確認書」）	<input type="checkbox"/>	
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）		申請者本人が健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類（※2）（インフルエンザの予防接種の領収書等）及び医薬品購入費の明細書（医薬品購入費の領収書でも可）	<input type="checkbox"/>	
寄附金税額控除	裏面 ⑤	寄附金の領収書など	<input type="checkbox"/>		

（※1）従来の医療費控除かセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択して適用を受けることになります。

（※2）詳しくは、厚生労働省ホームページに掲載の「一定の取組の証明方法について」を参照してください。

その他

- 申告書の写しが必要な人は、あらかじめコピーを取ってから提出してください。
- 郵送の場合、収支内訳書以外の提出資料は、コピーでも差し支えありません。
- 市民税・県民税が課税となる人には、毎年6月中に納税通知書を送付します。給与からの天引き（特別徴収）によって納付する人には、勤務先を通して通知します。なお、非課税の人には、納税通知書を送付していません。



郵送の場合の添付書類については、添付書類台紙を参照してください。

- 各申告相談会場の日程は次のとおりです。この期間以外は会場を設けていません。必ず期間中に来場してください。
- 土曜日、日曜日、国民の祝日は申告受付を行っていません。
- 各申告相談会場の駐車場は収容台数に限りがありますので、公共交通機関を利用してください。
- 申告の内容により、作成には1時間以上かかる場合がありますので、必要書類の集計などをあらかじめ行い、受付終了間際ではなくお早めにお越しください。
- 地区ごとの指定日を設けていないので、都合のよい日の会場にお越しください。複数日開催の会場は、初日に混み合うことが多いです。

【盛岡地域…11ページ 都南・玉山地域…12ページ】

盛岡地域

受付日	受付時間	会場	受付日	受付時間	会場
2月3日(月)	9時30分～12時 13時～16時	高松地区保健センター	2月13日(木)	9時30分～12時 13時～16時	青山地区活動センター
2月4日(火)	9時30分～12時 13時～16時	土淵地区活動センター	2月14日(金)	9時30分～12時 13時～16時	
	9時30分～12時 13時～16時	中野地区活動センター		10時～11時30分	根田茂地区コミュニティ 消防センター
2月5日(水)	9時30分～12時 13時～16時	西部公民館	2月17日(月)	13時30分～15時	砂子沢 生活改善センター
	9時30分～12時 13時～15時	上米内 地区振興センター		9時30分～12時 13時～16時	本宮老人福祉センター
2月6日(木)	9時30分～12時 13時～16時	みたけ 老人福祉センター (※1)	2月19日(水)	9時30分～12時 13時～16時	築川老人福祉センター (※2)
	10時～12時 13時～15時	銭掛地区振興センター	2月20日(木)	9時30分～12時 13時～16時	仙北地区活動センター
2月7日(金)	9時30分～12時 13時～16時	松園地区公民館	2月25日(火)	9時～12時 13時～16時	本庁舎 8階大ホール
2月10日(月)	9時30分～12時 13時～16時	太田老人福祉センター	2月26日(水)		
	10時～12時 13時～15時	つなぎ 地区活動センター	2月27日(木)		
2月12日(水)	9時30分～12時 13時～16時	太田地区活動センター	2月28日(金)		
	9時30分～12時 13時～16時	北厨川 老人福祉センター	3月2日(月)		
			3月3日(火)		
			3月4日(水)		
			3月5日(木)		
			3月6日(金)		
			3月9日(月)		
			3月10日(火)		
			3月11日(水)		
			3月12日(木)		
			3月13日(金)		
			3月16日(月)		

※1 みたけ地区の申告会場は、昨年度申告から『みたけ老人福祉センター』に変更となりました。

※2 昨年度まで開設していた『築川地区振興センター』は『築川老人福祉センター』に会場を統合しました。

## 都南地域

受付日	受付時間	会場
2月18日(火)	9時30分～12時 13時～16時	乙部農業構造 改善センター
2月19日(水)	9時30分～12時 13時～16時	飯岡農業構造 改善センター
2月26日(水)	9時～12時 13時～16時	都南分庁舎 4階会議室
2月27日(木)		
2月28日(金)		
3月2日(月)		

受付日	受付時間	会場
3月3日(火)	9時～12時 13時～16時	都南分庁舎 4階会議室
3月4日(水)		
3月5日(木)		
3月6日(金)		
3月9日(月)		
3月10日(火)		
3月11日(水)		
3月12日(木)		
3月13日(金)		
3月16日(月)		

## 玉山地域

受付日	受付時間	会場
2月7日(金)	9時30分～12時 13時～16時	玉山地区公民館
2月10日(月)		
2月12日(水)	9時30分～12時	
2月13日(木)	10時～12時 13時～15時	薮川地区公民館 (※3)
2月14日(金)	9時30分～12時 13時～16時	好摩地区公民館
2月17日(月)		
2月18日(火)		
2月19日(水)		
2月20日(木)		
2月21日(金)		

受付日	受付時間	会場
2月28日(金)	9時30分～12時 13時～16時	玉山総合事務所 3階大会議室
3月2日(月)		
3月3日(火)		
3月4日(水)		
3月5日(木)		
3月6日(金)		
3月9日(月)		
3月10日(火)		
3月11日(水)		
3月12日(木)		
3月13日(金)		
3月16日(月)		

※3 薮川地区の申告会場は、昨年度申告から薮川地区公民館に変更となりました。

### 申告書提出先

〒020-8530  
岩手県盛岡市内丸12番2号  
盛岡市役所本館2階 盛岡市財政部市民税課

### お問い合わせ先

- |              |               |  |
|--------------|---------------|--|
| ■市民税・県民税について | 盛岡市財政部市民税課    | ☎代表 019-651-4111 内線 2255～2260<br>☎直通 019-613-8497・8498 |
| ■所得税・消費税について | 盛岡税務署         | ☎ 019-622-6141   |
| ■事業税について     | 盛岡広域振興局県税部直税課 | ☎ 019-629-6543   |